

全 仏

仏暦2537年9月
(1994年)

NO. 401



京都グランドホテルで開催された第6回加盟団体代表者研修会
(関連記事2頁)

財団 全日本仏教会
法人

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

シンポジウム

現行法・戒名の位階について

第六回加盟団体代表者同和研修会から

本年度の加盟団体代表者同和研修会は、去る七月六日午後一時半から、京都グランドホテルを会場に、標記のテーマでシンポジウムを開催し、本会加盟の宗派、都道府県仏教会、各種団体の代表者約百名が参加した。

法・戒名の位階の在り方については、早くから差別法・戒名の問題に関連して、その差別性が問われてきたが、二年前に惹起した、栃木県内の曹洞宗寺院の住職による差別発言を発端として、その糾弾会の中で、具体的課題となった経緯がある。今回のシンポジウムでは、位階の歴史的背景や実態、宗祖・教団との関係が問われ、さらには、院号、居士、信士などの一般的位階の差別性、宗教性の問題も論じられた。

シンポジウムは、初めに部落解放同盟栃木県連書記長の和田猷一氏が、問題提起を行い、次いでそれを受けて、曹洞宗・柚木祖元師、浄土宗・溪逸郎師、真言宗智山派・小山典勇師、浄土真宗本願寺派・田中郁朗師より、各加盟団体の取り組みの現状と将来の展

望が報告された。最後に活発な質疑応答が行なわれ、約三時間にわたるシンポジウムの幕を閉じた。

以下、和田氏の問題提起を中心に、発言の要旨を掲載する。

【問題提起】

栃木県で起きた、曹洞宗の住職による差別発言の糾弾を展開する中で、差別戒名の位階のことが問題になったので、この場で問題提起をいたしたい。

糾弾会の中で住職より「禅定門は、困っている人、民生委員の世話になっている人、身体障害者、寺に反対ばかりしている人、他県から来た人、屠殺業の人、家畜業の人」という説明があった。また、これは師匠から弟子へと代々伝えられてきたことであり、さらに『禅門小僧訓』という差別戒名の指南書が存在するということが確認された。そこで、差別戒名をつけるということが、宗祖道元禅師自身はどうだったのか、宗門、教団は

どうだったのか、が問題になった。

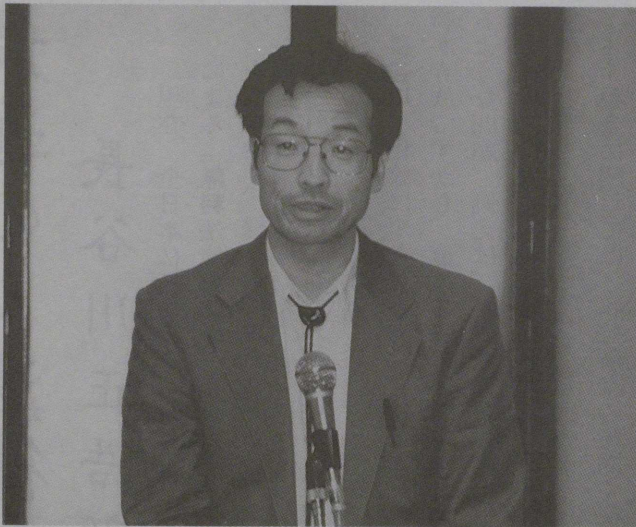
『正法眼蔵』の中に「種姓を感ずること莫れ。容顔を見ること莫れ。非を嫌うこと莫れ。」「世俗の貴賤を一切見ること莫れ。」と書かれている。種姓とはインドのカースト制度のこと。ここから道元禅師は、差別を否定していることが理解できる。

とすると、のちに教団を形成する中で、宗祖の教えに反して差別を宗門の中に取り入れていくプロセスがあったのではないかと思われる。世俗のならば受け入れることによって、教勢が拡大していくことである。

また、差別を否定する教えは、権力と対決することになり、これでは宗門が立ち行かなくなるので、世のなかに妥協し、権力に妥協して、宗門が変節してきた大きな流れがあったのではないかと考える。

世のなかに受け入れるということは、身分制度や差別的秩序を受け入れるということに他ならないのであり、今日では経済的・社会的地位を反映して、戒名の没後作僧ということが盛んに行なわれている。そこには世のなかに差別的秩序を体現化したものが展開されているといえる。

そこで、求められるのは、宗祖の教えに立ち返って、世のなかに断ち切るということであり、差別戒名や位階を廃して、授戒に徹



問題提起する和田献一氏

するということである。信仰集団として確立していくということである。ところが、そうなる宗門は立ち行かないのではないか、宗祖の教えに反してきた教団は解体しなければならぬのではないかとということになる。このところをどう解決するかということ、宗門からは「只管打坐」という答えが出された。これは一つの宗教的立場かもしれないが、ひたすら坐禅を組むことによって問題が解決するという、観念的実践論である。私

たちはそういう立場をとらない。部落差別の問題は、私たちが生きているこの歴史的・社会的な場で差別の問題が起きているのだから、現実のこの場で解決してほしいわけです。

では、その歴史的・社会的な場とは一体何かというと、曹洞宗の内局の人たちの取り組みが、一万五千ヶ寺のどれだけに受け入れられているかということである。明らかに拒否している寺院や、檀信徒に反対されて取り組めない住職さんもいる。これも歴史的・社会的場のテーマである。ここに、宗祖の教えをどう展開していくのか、宗門の教えから答えを導き出すことが可能なか、ということを問わねばならない。もし宗門の教えから導きだせないならば、人権とか権利保障という概念で、宗門が差別の問題に取り組みざるを得ないということになる。

私たちが、「世のならいを受け入れてきた」ということを強調するのは、そこに部落差別の大きな問題があるからである。世のならいだから仕方がないといって通してきた、そのところにメスを入れていくことが、部落問題を解決する大きな方向性を見いだすことになると思う。

※ ※ ※
 「各加盟団体の報告」

※ ※ ※
 楠木祖元師（曹洞宗人権擁護推進本部事務局長）

宗務庁での取り組みを所属寺院、檀信徒に伝え広めるために、①宗内の各研修会等で、戒名・檀家制度・過去帳の問題について考える。②教学的には現代教学研究センターで、戒名の歴史的、社会的、宗教的な意味を検討する。

※ ※ ※
 溪逸郎師（浄土宗滋賀教区教化団長）

浄土宗全国教化団長会議での発表内容から戒名・位階は住職の裁量、地方の慣例に任ざれており、封建体制下の価値観と、現代の経済的ランクづけが絡んでいる。よって地域・教団として取り組む必要がある。

※ ※ ※
 小山典勇師（智山伝法院教化研究室主任）

教化研究者の立場と現場の住職の立場から、自坊や近隣寺院の実例などに基づく報告があった。差別や社会への認識を深め、宗祖の教えをもっと勉強することが必要である。また同和問題を教学の実践として位置づけ、積極的に取り組まねばならない。

※ ※ ※
 田中都朗師（浄土真宗本願寺派基幹運動本部中央相談委員）

浄土真宗では、「釈」の字と二字の法名のみで、位号は用いないのが本来であったが、全国の相談員へのアンケートに基づく報告によると、最近崩れてきている。院号・法名・位号とは、一体何であるかを明らかにすることが、私たちの当面の課題である。

最近の「法律相談」から

長谷川正浩顧問弁護士に聞く

現在、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日の午後、長谷川正浩顧問弁護士による「無料法律相談室」を行なっている。最近はどうな相談が多いのか、仏教界を取り巻く、様々な問題をお話しいただいた。

(聞き手 社会部長・野生司祐宏)

—全日本仏教会で行なわれている「法律相談」では、どんな種類の相談が多いですか。

長谷川 相談に来られる方は、ほとんど住職か寺族ですから、直接お寺の運営にかかわるような問題、例えば、不動産の貸付け、住職の後継者問題、墓地の拡張・新設などの相談が多いです。あと税金に関するものですね。

—税金に関しては、収益事業の範囲や税率といった制度的な問題と、税務署との折衝の時に生ずる個別の問題、の二つに分けて考える必要があると思います。個別の問題は、本誌でも繰り返し取り上げて来ましたので、



長谷川 弁護士

今回は制度面(税制)で問題になっていることをお話下さい。

長谷川 宗教法人本来の事業が、非課税である根拠の一つは、「公益性」にあるといわれています。しかしその中身については、充分研究されていない。今、日本宗教連盟(日宗連)では、その検討が進められています。

宗教法人の持つ公益性は財団法人・社団法人といった一般の公益法人と少し性格が違います。それを明らかにするには、宗教学とか社会学とか宗教学民俗学などといった学問の成果に基づいた、学際的な研究が必要でしょう。

—宗教法人の公益性を明らかにする、というの重要な課題ですね。

長谷川 世論を充分に説得出来るだけの研究成果がまだない。公益性という言葉は、人によってずいぶん概念が違います。電力会社にだってある意味では公益性があるわけですよ。しかし、これは株式会社になっている。

—他に税金の問題については、これまでに苦勞されたことは、ありませんか。

長谷川 一般のお寺で、参考になりそうな事例の一つは、席貸しの問題ですね。税法上の文言では、お葬式等の会場として、本堂や会館を貸す場合、収益事業に該当するようにも読める。これはおかしい、ということでも、国税庁へ交渉に行きました。当初は、お寺である以上、仏式の葬儀の会場として使用する場合は、収益事業としない、という話だったのですが、担当者が替わると、今度はその寺の僧侶が出仕すればよい、と変化した。これは個別通達を出してもらいましたが、現在、どこまで行き届いているか、よくわからない。

—あの通達は、もう有名無実になっているとの声もありますが。

長谷川 実はその後、「出仕する」という言葉をめぐって、いろいろ解釈の相違が生じました。現実問題として、他の宗派のご住職が導師を勤めている葬儀の場へ、なかなか出仕しにくい、ということもあります。そこで税務署を納得させるには、まず、葬祭業者に話して、その寺の住職が出仕することを、葬儀の差定に組み込んでもらう、そして証拠のため写真を撮るようにする、そうした措置が必要となります。

—次に、「政教分離」という問題について

て、ご見解を伺いたいと思います。昨年の政変で、公明党が政権に加わったことで、この問題が各方面で、話題になりました。これまで全日本仏教会で、政教分離といえ「首相の靖国神社公式参拝」問題にみられるように、国家の側が、特定の宗教団体に関与することが問題とされたわけです。今回はちょうど逆で、一宗教団体が政党を創り、政権に加わることによって、国家権力を行使する、という現象ですが。

長谷川 法律論としての政教分離と、政治論としての政教分離を分けて考える必要があります。本来、政教分離は、国家の側が特定の宗教団体と関わることを禁じたものです。もちろん、宗教者も国民の一人として政治的意見を述べたり、政治活動をするのは自由です。しかし一宗教団体が政党を創って、国家権力を握ってしまうと、他の宗教団体に関与する可能性が出てくる。つまり、政権を取るといふ政党本来の目的が達成された暁には、法律上の政教分離に背反する結果が生じる可能性が高いわけです。ただ、まだ達成されていないから、現在は法的には政教分離に反するとはいえない、という状態にあるわけです。

——この問題と関連して、衆議院における小選挙区制度についても、いろいろ論議されていますが。

長谷川 小選挙区制は、どんなに理想的に運営されても、一つの選挙区で一人しか当選出来ないわけですから、創価学会のような強固な組織票を全国規模で持っている団体が、有利になります。何党であっても、自分のいうことを聞く候補者を支援すればいいのですから。そうした意味で、小選挙区制には非常に大きな問題があると、いえますね。

——最後に、先般、刊行された『寺院運営の法律入門』の反響はいかがでしょうか。

長谷川 この本は、大学生向けの教科書として出版したのですが、お蔭様で、ご住職さん方からも「わかりやすい」という声を聞き、安心しているところです。

世界平和祈りの集い

比叡山宗教サミット七周年記念

去る八月四日午後、「比叡山宗教サミット七周年記念—世界平和祈りの集い」が比叡山延暦寺で開催された。

この集いは、一九八七年開催の「比叡山宗教サミット」の精神を継承すべく、翌年より毎年催されているもので、比叡山における真夏の恒例行事となっている。

式典は、晴天に恵まれた猛暑の中、二時五十分、杉谷義純天台宗務総長による開式の辞でスタートした。そして献燈・献華・献香

寺院運営の法律入門

長谷川正浩著

定価 2,000円 (仏教関係者は2割引)

申込先 東京都新宿区新宿1-19-6

ISビル205号室 長谷川法律事務所

☎03-3352-4554

に続いて、梅山圓了天台座主御導師の元、法要が勤修された。

三時三十分、平和を願い、出席者全員による一分間の黙禱が行われた。その後、メッセーシ朗読、中村康隆全日本仏教会会長など来賓の挨拶、ユニセフへの義援金贈呈と進行し、「平和を語る」というテーマで、日本ユニセフ協会の根津三郎氏が講演を行なった。なお、五時からは、会場を比叡山ホテルに移して、レセプションが催された。

第二十八回 「業・旃陀羅問題」に関する研究会

人権と旃陀羅

法華経の日蓮的受容

日蓮宗人権
対策室顧問

中 濃 教 篤

第二十八回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る六月二十七日午後一時から、日蓮宗務院で開催された。

日蓮宗人権対策室顧問・中濃教篤師が、「人権と旃陀羅―法華経の日蓮的受容―」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※

本論に先立って、差別解消の立場から一言申し上げると、仏教の原典から「業」思想や旃陀羅という言葉を取り上げて、護教的解釈や批判的見解をして終わりにするのではなく、その歴史的・社会的背景を踏まえた分析をしていくことが、全仏のこの研究会のような研修には必要であると思う。ついで、原典にあるさまざまな差別的な言葉が、中世から近代、現代にかけて、どのように説かれてきたか、その社会的・歴史的見地はどうであるか

ということを分析することが、教団人として極めて大切な視点である。仏教は人間平等の教えであるというならば、それぞれの教団が自主的・実践的に差別解消に取り組み、克服していく責任があると痛感している。

さて、旃陀羅という言葉に関して、法華経の『安樂行品』に「国王、王子、大臣、官長に親近せざれ」「旃陀羅及び畜猪羊鶏狗を、畋獵漁捕する諸々の悪律に親近せざれ。」という表現がある。このことは厳しく自戒しておかなければならないことである。これについて日蓮はどのような見解をもち、表現しているかをみたい。日蓮遺文の『佐渡御書』には「日蓮、今生には下賤の者と生まれ、旃陀羅が家より出でたり」とある。また、『本尊問答抄』には「日蓮は安房国長狭の郡東篠郷片海の海人が子なり。」とある。他の書にも

同様に「日蓮は民の子なり」の記述がある。これは旃陀羅蔑視の否定であり、旃陀羅を漁師の子である自己にひきあてて解釈されていたと考えられる。ここでは職業・家柄・門地による差別はないということを、私たち日蓮門下は肝に銘じておかねばならない。

したがって、私たちが「旃陀羅」とか「下賤の民」という語を他者に向けて使用すれば、それは日蓮に敵対することになることを注意したい。また今後の日蓮教学の研究に当たっては、他の日蓮遺文などを、もっと厳密に掘り下げ、検討を加えていかねばならない。

ここで、幕末の日蓮教団の教学者である優陀那日輝師の思想について触れておこう。師がその著述で「仏縛、祖縛、自縛から脱する」と表現されているように、経典や祖録の文字づらだけを取り上げるのではなく、自身で、信仰的・教学的に、これからのあるべき姿を探れというのが優陀那教学であると思う。その成立の背景には、幕末における仏教批判、仏教攻撃があり、これに答えんとする心意気をバネにできあがったものである。その特徴は、儒教、神道、国学などと妥協しながら、その思想を取り入れつつ、仏教の三世因果論を説いて、儒教、神道、国学に対する優位性を主張したことである。

この三世因果論の説き方に問題がでてくる



師篤教濃中発表

のである。この点について優陀那師の考え方を、師の著作『妙修円通義』を通して見ると、その因果論から差別的な発想がストレートに出てくる可能性がある。もちろん師の本意は、平等的な考え方にあるのだが、悪しき業論につながる発想があった点は免責されない。と同時に私たちが師の考えの本質を見ずに、因果論の字句のみを説教に引用するならば、そこには重大な問題が発生するであろう。本当に私たちが、差別解消に精進努力するならば、過去のことにも恐れずに取り組んでいく勇氣が必要なのではないかと思う。これらは教团的な立場でもっと深めて行かなければならないことでもある。

ところで、日蓮が法華経の中で極めて重視したのは『常不輕菩薩品』の「但行礼拝」である。「我れ深く汝たちを敬う、あえて輕慢

せず。所以はいかん。汝たち皆菩薩の道を行じて、まさに作仏することを得べし。」ここに本宗の人権についての基本姿勢が明確に示されている。

『普賢菩薩品』に「この人は現世に白癩の病を得ん」とあるのを、日蓮がたいへん悩み、真剣に受けとめられたということが、『身延山御書』に出てくる。「但行礼拝」の「我れ深く汝たちを敬う」と「白癩云々」との関係の日蓮がどう解決したかは、これからの私たちの大きな課題である。

この「但行礼拝」を実践した方に、綱脇龍妙師がいる。師は明治三十九年に身延山に、深敬園というハンセン病患者のための病院を建て、不惜身命の救癩活動をされた方である。その精神的支柱は、法華経の『常不輕菩薩品』にあった。しかも患者との共同生活を続ける中で、師の救癩活動は慈善事業の域を越えて、「但行礼拝」の実践修行へと発展していくことが、「初めは気の毒な人を救うという念が強かったが、段々に、これは懺悔滅罪の隱道作業だという心が強くなって参りました。」という師の著述からも知ることができている。

当時の癩子防法に代表されるような、ハンセン病患者を隔離・監視するという社会状況の中で、師がハンセン病の方々に対して、「但行礼拝」の姿勢をもったということをも、

私たち日蓮教徒は、人権尊重についての厳しい教訓として受け止める必要があると思う。

最後に、これからの研究課題として、『安樂行品』の「国王、王子、大臣に親近せざれ」という点について述べたい。これはかつての戦争中に、日蓮教団や他の仏教教団はどういう行動をとったのか、ということに絡んでくる。国家神道体制下で信教の自由を堅持できなかったこと。それからほとんどの既成教団が、戦争に協力してきたことへの反省が必要である。日蓮聖人の「旃陀羅が子なり」という立場からすれば、朝鮮や中国の人たちに対する民族差別は許されるはずがないのに、当時の社会状況から何らの抵抗もできなかったことを、私たちのこれからのあり方として反省し、考えていかなければならない。日蓮宗では、「人権対策室」になっている。私たちは人権という大きな問題に取り組んでいこうとしている。まだまだほんの初歩だが、他教団の方とも手をつないで、差別のない平等な社会を創っていくことに努力を重ねていきたい。そして最終的には私たちの心の中にある、潜在的差別意識をなくしていくために、研修を重ね、実践的にどう行動していくかを考えていく必要がある。容易なことではないが、これが私たちの宗祖、祖師方に対する報恩の道であると思う。

参加者募集

第19回WFB世界仏教徒会議が、来る11月23日よりタイのバンコクにて開催されます。本会では、この大会の公式代表団に参加される方を募集いたします。代表団はバンコク市郊外のブッダマンダラホールで行われる開会式に出席いたします。

基本コースは、大会参加後、エメラルド寺院や暁の寺、古都アユタヤの仏跡を巡る旅行です。チャオプラヤー川クルージングなども企画しております。

また、ネパールコースは、釈尊生誕の地ネパール王国ルンビニー園を訪問し、その後WFB大会に参加していただくツアーです。

タイ、ネパールとも、この時期は雨季明けで比較的安定した気候です。旅行には最適の好時節といえます。ぜひお誘い合わせのうえ、お申し込みくださいますよう、ご案内申し上げます。

① 基本コース<東京発・大阪発>

◆期日：平成6年11月22～26日 5日間

◆参加費用：お一人様 165,000円

◆募集人員：東京80名 大阪40名

② 基本コース<名古屋発>

◆期日：平成6年11月21～26日 6日間

◆参加費用：お一人様 165,000円

◆募集人員：20名

③ ネパールコース<各地発>

◆期日：平成6年11月17～26日 10日間

◆参加費用：お一人様 348,000円

◆募集人員：25名

◎ オプションツアー<チェンマイ>

◆11月24～25日 ◆35,000円

○ 締め切り：10月14日 (金)

○ お問い合わせ、お申し込み

JTB団体旅行東京中央支店

☎03-3257-8421 FAX03-3257-8466

第19回 WFB 世界仏教徒会議 バンコク大会



事務局録事

八月一日

一日 「首相及び閣僚の靖国神社公式参

拝中止の要請」を総理大臣へ提出

四日 宗教サミット七周年の集い参列

十五日 千鳥ヶ淵平和祈願法要参列

二十二日 局内会議

二十五日 法律相談室

二十六日 同和委員会

哀 悼

千坂 精道 (元全仏関西事務局事務総長)

七月十五日、六十六歳で遷化

元臨濟宗妙心寺派花園会本部長

小田原 利仁 (元全仏常務理事)

八月二日、七十四歳で遷化

元曹洞宗総務部長

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3641) 4 9 6 5